平成２５年（フ）第５０号
釧路市鶴野東２丁目21番25号
債務者　平池　修一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一志
4　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
岡山県瀬戸内市長船町福岡500番地178、住民票上の住所岡山県備前市日生町日生858番地
債務者　井上　博樹
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
岡山県備前市日生町日生532―３、住民票上の住所岡山県備前市日生町日生858番地
債務者　井上　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３号
愛媛県伊予郡砥部町拾町３番地１
債務者　重松　決英
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７６号
愛媛県松山市東野２丁目５番33号
債務者　鈴木　　朗
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　潔
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市上之園町25番地15　シティハイツ上之園701号
債務者　池田　修一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　圭子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市上之園町25番地15　シティハイツ上之園701号
債務者　池田左與子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　圭子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４４５号
千葉県浦安市北栄３丁目31番５―305号　メゾン・山崎
債務者　渡邉　政江
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　厚志
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４１号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目17番地６　コーポこてはし３号
債務者　牧田　俊昭
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　優樹
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１号
島根県安来市汐手が丘７番４号　汐彩ハイツ221号室
債務者　野津　幸夫
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠間健太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
青森県むつ市大字城ヶ沢字早崎２番地　海上自衛隊第25航空隊
債務者　塩谷　一志
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　　健
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地１　レスポワール東越谷203
債務者　高嶋　道夫
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡　孝之
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎94番地481
債務者　岩崎　　進
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林利哉
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２３８号
千葉県浦安市北栄１丁目９番30―405号　グランディールＫＹＫ
債務者　小野寺百合子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　瞳
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５６号
京都市中京区蛸薬師通大宮西入六角大宮町192番地
債務者　三浦　泰一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　破産債権の届出期間　平成25年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係